

静岡県告示第68号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月7日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
<u>澤田愛子</u>	静岡市清水区 吉川558番地の 1	静岡市清水区吉 川558番地の1 さわだ商店内	<u>澤田俊子</u>	静岡市清水区 吉川558番地の 1	静岡市清水区吉 川558番地の1 さわだ商店内
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年1月11日から施行する。